

平成 24 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 浦 速 夫
(1780 東証 名証 第 1 部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 中島 光孝
電話番号 0265-81-6010

訴訟の判決(控訴審判決)に対する対応について

既にご報告の通り、平成 24 年 2 月 29 日、原告瀬黒茂子他 3 氏との間で争っていた損害賠償請求訴訟(控訴審)について当社敗訴の判決が東京高等裁判所で行われました。

当社としては、高裁の判断とは当社主張との隔たりが大きい事から上級審である最高裁判所への上告を検討いたしました。最高裁での審理は法解釈の統一などが対象となり事実認定に関する審理は行われないことなどから、上告しても当社の主張が認められることは極めて難しいと判断し、東京高等裁判所の判決を厳粛に受け止め、上告は行わないことといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 当該訴訟の解決があった年月日
平成 24 年 3 月 8 日 (上告の断念決定日)
- (2) 当該訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額
当社は、瀬黒茂子、瀬黒義弘及び平野りつ子の 3 氏に対して、元本と年 5 分の利息を合わせて 392,872,118 円を支払う。

なお、平成 24 年 9 月期第 1 四半期までに必要相当額を特別損失として計上済みでありますので、業績に与える影響はありません。

以 上